

保育事項の分類に就て

目白幼稚園 和田 實

現行、幼稚園令施行規則第二條には保育事項を分類して左の如く規定して居る。

幼稚園の保育項目は遊戯、唱歌、観察、談話、手技等とす。

之に因つて見るに、幼稚園に於ける保育事項は五つの確定された事項以外に、各幼稚園に於て、自由に採用してよいものがあること云ふことを示して居ることが知れる。然らば、其「等」の字に含まる可き保育事項は果して何々であらうか。私は之に就いて全國の幼稚園が、何んなものを採用されて居るかを知りたいのであるが、其前に私の考へを述べて置いて頂きたいと思ふ。尤も、法令にある「遊戯」なる文字の意義の採り方に因つては、斯様な疑問を起したり、調べたりする必要はないものとなるかも知れないから、先

づ、話の順序として、法令上に於ける「遊戯」なる文字の意義を定めて置いてから、本論に入ることとせしませう。

扱て、法令上の「遊戯」の意義が何んなものであるか云ふに、之が広い意味で云ふものではなくて、相當狭い意味のものであること云ふことは想像される。何故云ふに、吾々が広い意味で「遊戯」云ふ時は、幼児の活動の全部を指して云ふので、幼稚園で遊ぶ幼児の活動は其全部が遊戯と稱す可きもので、遊戯以外、嚴格な作業としての手技や観察や唱歌や談話なきがあり得るものではないからである。若し、談話其他の項目が幼児の遊戯でないとするならば現在の保育上に於ける理論や理想は根本から覆されることになるので、是は由々しき大事であるが、斯様な暴論を吐く人があらうとも思へないから、従つて、法令上に於ける「遊

「戲」の文字は相當狭い意味のものに相違ないことは疑ふの餘地がない。然らば、狭い意味での遊戯とは何んなものか。是に就いても小學校令施行規則に云ふ所の遊戯と幼稚園令施行規則に云ふ所の遊戯とは多少其意味に於て異なるものがある様であるが、今は専ら、幼稚園令施行規則に就いて調べて見ませう。舊規則に據るに、遊戯と云ふのは歌曲に伴ふ動作遊戯表情遊戯等を指して居つたのであるが、新規則には是等内容に關する細い規定を皆省いて居る。省いては居るが、是は意味の限定がないと云ふだけで、矢張り従來慣行し來つた意味に取つて差支ないものと思ふ。丁度、其他の保育項目たる談話、唱歌、手技等が従來の意味と同じである様に、因つて、茲では假りに「遊戯」と云はずに、「教育的舞踊」と云つても差支ない程に舞踊めいた、又、ダンスめいた遊戯を解釋す可きであると思ふ。即ち、法令上の「遊戯」の意味は音樂を切つても切れぬ關係にあるところの舞踊的のものであると云はねばならぬ。そして、此舞踊的遊戯が他の觀察、談話、唱歌、手技等と共に廣い意味で云ふところの遊戯の中に包含さる可きであると思

ふ。斯様に遊戯の意味を極めて置いて、扱て、是から愈々本論に入つて、所謂「等」の字の意味内容を研究して見ませう。

吾等が今日、幼稚園に於いて、觀察、談話、唱歌、手技、遊戯の五項目以外に果して、何をして居るであらうか、又、幼兒にしても、是等五つの項目以外に何んな遊びをして居るだらうか、今注意して幼兒の行動を觀察して見るに、第一に眼に着くのは、幼兒の飯事遊びである。是は明かに五項目の中には入つては居らぬ様である。之に類するものには種々の眞似遊びがある。動物園ごっこ、商ひごっこ、銀行ごっこ、郵便屋ごっこ、等々である。何れも社會事象の模倣を目的として遊ぶので、總括して、模倣的遊戯と稱するこゝが出来ぬ。因つて、「等」の字の一内容として模倣的遊戯が擧げられる。次に、稍々發達した子供の遊ぶ所を觀察して居るに、小石を拾つて兩手の中には喜んで打ち振り、暫くして之を片手の中に握つて、兩の拳を出して「何ちにあるか」と云つて石の「在りか」をあてさせる遊ぶをして居る。之に類する「あて事」遊びには「こみかくし」「茶

碗廻はし、「ホワイゲーム」等々がある。是等は理智にたけた子供の悦んで遊ぶところのもので、之を吾人は理智的遊戯と呼んで居る。「かるた遊び」計算遊びなども、當然、此中に入る可き種類のもので、所謂「等」の字の一内容たる可きものである。次に、眼に着くものは、大積木を持ち出し、時には卓子や椅子の類までも運んで、大袈裟に家を作り、塀を作り、鐵道を敷き、城を築きなごして遊ぶ。製作的の遊び云へば云ふものゝ夫れにしては少し大袈裟過ぎる。手先の製作的の遊戯を手技か手工か稱する可すれば、是は寧ろ、勤勞的遊戯を稱す可きではなからうか、其の興味的心理状態から考へても、製作的構創的興味ばかりでなく、大きく且相當重量のあるものを運び來つて、大仰に、空間を占めるものを造るところに興味があるので、是等は總括して勤勞的遊戯を稱す可きであると思ふ、之も亦「等」の字の一内容たるに相違ない。次に、最もよく眼に着くものは「杵登」に登つたり、木登をしたり、滑り臺を滑つたり、狭き渡り木を渡つたり、ブランコに乗つたり、する可きである。是等も法令上に於ける五項目の中には含まれて居ら

ぬ。吾等は此種の遊びを總稱して、運動的遊戯と呼んで居る。是も、亦「等」の字の一内容ではあるまいか。

以上、一寸見たところだけでも、「等」の字の中に含まる可き遊戯をして、數種の遊戯を上げる可きが出来る。然して、何れも相當に教育的價值を有するもので、保育者の保育豫案の中に、可なり重要な位置を占むることの出来るものではあるまいかと思ふ。吾人は是等「等」の字の内容たる遊戯に就いて、果して、全國の幼稚園が如何なる程度に、保育案中に採り入れて居られるのだらうか云ふことを知りたいのである。熱心なる讀者諸君は其日頃實行して居られる所を發表して欲しいものである。

或は又、法令上に言ふ所の遊戯は、共同遊戯と自由遊戯とに分類す可きで、以上所謂、「等」の字に含まる可きものも、畢竟、此自由遊戯に屬す可きものである云ふ人がある。併し、此分類は遊戯其物の分類ではなくて、遊戯の遊ばせ方の分類に過ぎぬから、此議論は何等價值のない決論である。何故云ふに、同一の遊戯でも、其遊ばせ方に因つて、或は共同遊戯となり、或は自由遊戯となるもので、

何等分類的價值を持つて居らぬからである。遊戯の分類は遊戯其物を分類せねばならぬ。保育項目の分類は此遊戯其物の分類から來る可きものである。

斯くの如く考へて來るに、保育項目は遊戯の分類上から見たゞけでも、相當に多分の方面があるが、吾人の見るところに因るに、尙是以上に必要なる保育項目があると思ふ。然らば其は果して何か。稽古か。作業か。否々。稽古でもなければ作業でもない。夫れでは何か。曰く。幼兒の日常生活其物である。換言すれば幼兒自身の動物的生活即ち衣食住に關する日常の習慣的生活其ものである。是は保育事項即ち幼兒教育の材料として其遊戯的材料に對抗するものであつて、極めて、重要に、且相當なる廣範圍に互るころの教育價值、頗る大なるものである。保育事項として遊戯を上げるに必要ならば其訓育的方面を代表する材料として此習慣的方面を上げなければならぬ筈である。然るに、現行法令には此方面の事項を上げて居らぬ。小學校は修身科に於て訓育的方面を要約して居るが、幼稚園には之に相當す可きものがない。従つて、若し意地

悪く、皮肉を云ふならば、そして、若し又法令上に「等」の字が保育五項目の下にないならば幼稚園は單に、幼兒をして五項目に遊ばしむるだけば、何等の訓育的保育材料をも採用する必要がないもの云はれても仕方がない譯である。即ち、文部大臣は訓育事項を以て、保育事項とする必要なしと認めたまふことになるのであるが、幸に「等」の字があるので、危くも、此非難から免れた譯である。して見るに、「等」の字の價值亦大なり云はざるを得ぬ。

要するに、現行法令上の保育項目としての五事項は幼兒遊戯の分類として不完全であるばかりでなく、保育項目として大切な躑け方の内容を閑却したもので、極めて不完全なる保育項目云はねばならぬのである。併し、實際の保育事業は決して心配することはない。法令に明示してないからして、怠ける様なことはなく、必要なものはちやんま、實行して居る。朝夕、出入の挨拶、食事の作法、自治整頓の習慣、親切、博愛の行爲等仕付く可きものは確實に躑けて居る。今是等、現に、實行して居るころの保育項目を如實に表示して見れば次の通りになる可きか。

一、遊戯的項目

觀察的遊戯、觀察、實驗、鑑賞、採集等を含む

模倣的遊戯

談話的遊戯

音樂的遊戯(唱歌、表情遊戯、舞踊等を含む)

製作的遊戯(手工、手技、圖畫等を含む)

勤勞的遊戯

理知的遊戯

運動的遊戯

二、訓育的項目

生理的習慣(衣食住に關する動物的生活の基礎習慣)

言語的習慣

働作的習慣(行儀作法を含む)

精神的習慣(善良なる諸行爲の基礎たる精神機能の

習慣育成

幼稚園令施行規則の示す所の「等」の字の意味を保育項目の分類ミ云ふ眼から見れば此の如く、多くの意味を持つて居る。吾人は、切に、全國の幼稚園の保姆諸君に希望する。

各位の幼稚園に於ける、是「等」の字の意味の現物は何々であるかを、速に發表せられんことを。

